

に「車に乗るには必ずまっすぐ立つて綱をしつかり握る。乗ったときよろきよる車中から外を見ない」という。人が見られるのを意識していない時を狙って、人の短所を見てはいけけないのである。『礼記』(曲礼)に「戸口に二足履物があるときは中に入らない。正堂に上がるときはかならず声をかける」とある。家ですらこうするのだから、ましてや上級官吏が忍びで吏民を探ってよいものか。(孔子が子路に言わせたように) 君子が仕えるのは、道を行うためである。民に徳の手本を見せないでこんな詐術を教えたらどうなるか。かつて功曹に選任されたが、それは名刺を差し出し贈り物をして太守に仕えたのである。不都合をしでかしたのなら、落ち着いて退職を願い出るべきだ。古も放逐の沙汰を待って立ち去らねばならなかった。冠をとり蓬髪になって、自由勝手に官を去ってよいものか。傲岸に天常に逆らい、君父をなみする行いだ。『尚書』洪範に臣として行うべき五事を陳述して、「貌」を一番にしている。『孝経』は卿大夫の三法を並べ、「服」を一番にしている。(官吏はきちんと衣冠を整えて外に出るべきなのだ。) 趙仲讓は故郷の家には耕地があり、さらに官吏として俸禄をいただいている。凍餒の心配などないはずで、お上の恩恵をあてにする必要はないはずだ。それなのに冠を取ったり衣服を脱いで裸になったり礼に反する行いをした。河内郡は殷の旧都があった地である。周は殷を滅ぼしたあと、その畿内を三國に分けたが、武王の死後叛乱を起こした。周公が平定した後、この地を治めた康叔の遺風は消えたが、紂の影響は依然として遺った。そこでこの地の風俗は士大夫が尊大で大言を好むものの、ほとんど実行が伴わないのである。

委贄於君、書名於冊、示必死也。」

(21) 『公羊傳』宣公元年「古者大夫已去、三年待放。」

(22) 吳樹平と王利器は孫詒讓「札迳」の「道則當作首」を引き、王利器はまた「首・道古通」という。

(23) 『左傳』文公十八年「季文子使大史克對曰：顛頊有不才子、不可教訓、不知話言、告之則頑、舍之則鬻、傲很明德、以亂天常、天下之民、謂之禱杌。」

(24) 『尚書』洪範「箕子乃言曰：二、五事、一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思。貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿。恭作肅、從作乂、明作哲、聰作謀、睿作聖。」

(25) 『孝經』卿大夫章「非先王之法、服不敢服、非先王之法、言不敢道、非先王之德、行不敢行。」

(26) 『羣書拾補』は六字皆衍文とする。吳樹平は「何不體若此也」に作るべきといい、「不體」は裸になってシラミを取ったことを指すという。趙泓は『左傳』定公十五年「嘉事不體、何以能久。」楊伯峻注「體即禮也。體與禮古本可通」を引き「不體、不遵守禮制」という。また「利、順応」という。これに従う。

(27) 『漢書』地理志下「河内本殷之舊都、周既滅殷、分其畿内爲三國、詩風邶・庸・衛是也。邶、以封紂子武庚、庸、管叔尹之、衛、蔡叔尹之。以監殷民、謂之三監。故書序曰武王崩、三監畔。周公誅之、盡以其地封弟康叔、號曰孟侯、以夾輔周室。…康叔之風既歇、而紂之化猶存、故俗剛彊、多豪桀侵奪、薄恩禮、好生分。」師古曰「武庚即祿父也。尹、主也。管叔蔡叔皆武王之弟。生分、謂父母在而昆弟不同財產。」『後漢書』郡國志一「河内郡：朝歌、紂所都居、南有牧野、北有邶國、南有寧鄉、蕩陰有羸里城。」「激」は「歇」に作るべきだろう。

〔訳〕

江夏太守、河内郡の趙仲讓はかつて司隸の茂才に推挙され、高唐令になった時、密かに小さな車に乗ってただちに高唐県へ行った。姓名を変えて、都亭の宿舎に十日余り泊まり、黙って市や里に入り込み、風俗を観察した。終わると亭長を呼び、新しい県令は誰でも、どの官からの転任か、何時到着するか、などを問うた。亭長が「県がもう吏を迎えにいかせたので、まもなく動靜がわかるだろう」と答えると、「私がまさしくその県令だ」といった。亭長は怖れ、あわてて拜謁し、終わるとすぐに県吏に到着を報告した。その日のうちに官舎に入り、それから郡府に拜謁した。数十日経つと、理由もなく県を去った。河内郡の功曹になったときは、自分が選任した吏があまり使い物にならないと、発狂したと言って、冠もかぶらず頭をぼさぼさにして郡府の門を走り出ていった。太守は彼にかねてから名声があつたので、忍んで罪に問わなかった。その後大將軍梁冀の従事中郎となつた。冬に役所の庭の日だまりで着物を脱いでシラミを捕り、おわると素っ裸のままごろんと横になつていた。大將軍の夫人襄城君が「不潔です。すぐに取り調べて下さい」と言ったが、將軍は嘆息して「趙従事は最高の高士だから（それはできない）」といった。他にもこのような事はいくつもあつた。

謹んで考究いたします。『詩経』大雅仮楽に「(成王は)道を誤らないように忘れないように、(周公の定めた)古い礼法に従い」とある」とあり、『左氏伝』に「古い典籍はなくしてはいけない」という。そもそも官吏を置き、鐘律度量を定めるので、身分秩序が維持され、天下の人々に僭上させないのである。今趙仲讓は、県に着任する前に郡府に拜謁するという決まりを破って、ただちに県に行き、吏民を偵察し、それからやっと官舎に入った。『論語』(郷党)

- 民所安定也。亭有樓、從高省、丁聲也。漢家因秦、大率十里一亭。亭、留也。今語有亭留亭待、蓋行旅宿食之所館也。亭亦平也。民有訟諍、吏留辯處、勿失其正也。」百官志五「亭有亭長、以禁盜賊。本注曰亭長、主求捕盜賊、承望都尉。」劉昭注「風俗通曰亭吏舊名負弩、改爲長、或謂亭父。」安・熊前掲書は、城市内の亭を「都亭」といい郷村中の亭を「郷亭」という、とする。「第二篇第三章県」参照。「後漢書」皇后紀下(何后)李注「凡言都亭者、並城内亭也。」
- (5) 百官志五「(郡)皆置諸曹掾史。本注曰諸曹略如公府曹、無東西曹。有功曹史、主選署功勞。有五官掾、署功曹及諸曹事。其監屬縣、有五部督郵、曹掾一人。」功曹は郡吏の任免、賞罰を掌握していた。安・熊前掲書「第二篇第二章郡」参照。
- (6) 梁冀は大將軍梁商の子、安定郡烏氏の人、妹二人は順帝、桓帝の皇后。外戚として二十年近く専権をふるい、彼を「跋扈將軍」と呼んだ質帝を毒殺するなどした。延熹二(一五九)年、梁皇后之死を機に、桓帝は梁冀の排除を決定し、大將軍の印綬を剥奪、梁冀と妻は自殺した。「後漢書」孝順帝紀「永和六(一四一)年八月丙辰、大將軍梁商薨。壬戌、河南尹梁冀爲大將軍。」
- (7) 百官志一「將軍：長史・司馬皆一人、千石。本注曰、司馬主兵、如太尉。從事中郎二人、六百石。本注曰、職參謀議。」
- (8) 『後漢書』梁統列傳「和平元(一五〇)年、重增封冀萬戶、并前所襲合三萬戶。弘農人宰宜素性佞邪、欲取媚於冀、乃上言大將軍有周公之功、今既封諸子、則其妻宜爲邑君。詔遂封冀妻孫壽爲襄城君、兼食陽翟租、歲入五千萬、加賜赤紱、比長公主。」
- (9) 『詩經』大雅假樂「不愆不忘、率由舊章。」
- (10) 『春秋』哀公三年「五月辛卯、桓宮僖宮災。」『左傳』「季桓子至、御公立于象魏之外、命救火者、傷人則止、財可爲也。命藏象魏、曰舊章不可亡也。」
- (11) 『後漢書』光武帝紀下「建武六(三〇)年六月辛卯、詔曰夫張官置吏、所以爲人也。」李注「管子曰張官置吏、所以奉主之法。」
- (12) 『左傳』文公六年「君子曰(秦の穆公が子車氏の三子を殉死させたことを批判して)古之王者、知命之不長。是以並建聖哲、樹之風聲、分之采物、著之話言、爲之律度、…」杜注「鐘律度量、所以治曆明時。」
- (13) 『國語』晉語四「司空季子曰：乃能攝固、保其土房。」韋昭注「攝、持也。」
- (14) 『左傳』桓公二年「師服曰：士有隸子弟、庶人工商、各有分親、皆有其衰。是以民服事其上、而下無覬覦。」杜注「下不冀望上位。」
- (15) 『論語』鄉黨「升車、必正立執綬、車中不內顧、不疾言、不親指。」
- (16) 『禮記』曲禮上「將適舍、求母固。將上堂、聲必揚。戶外有二屨、言聞則入、言不聞則不入。」
- (17) 『漢書』景帝紀「中元六年五月、詔曰夫吏者、民之師也、車駕衣服宜稱。吏六百石以上、皆長吏也、亡度者或不吏服、出入閭里、與民亡異。」百官公卿表上「縣令・長、皆秦官、掌治其縣。…皆有丞・尉、秩四百石至二百石、是爲長吏。」
- (18) 『論語』微子「子路曰：君子之仕也、行其義也。道之不行、已知之矣。」
- (19) 『左傳』僖公二十三年「冬懷公執狐突曰子來則免。對曰子之能仕、父教之忠。古之制也、策名委質、貳乃辟也。…乃殺之。卜偃稱疾不出。曰：民不見德、而唯戮是聞、其何後之有。」
- (20) 注(19)引『左傳』杜注「名書於所臣之策、屈膝而君事之則不可以貳辟罪也。」『國語』晉語九「委質爲臣、無有二心。委質而策死、古之法也。」韋昭注「質、贄也。士贄以雉、委贄而退。言

が若い時分に耕作し買ったものだから愛着がある」と言い、食器や道具は古いものをとって「長らく着たり食べたりするのに使ったものだから身体になじんでいる」と言った。外に対しては折半と言っていたが、内実は三割を取っただけだった。弟の子が財産をそれほど経たないうちになくしてしまうと、また分けてやり、こんなことを数回繰り返した。袁盎は三人の兄の子と財産を分けたが宗家のために費やしたと称賛する話が伝わっているが、これこそが然るべきやり方だろう。『論語』に「泰伯は三たび天下を末弟に譲ったが、民はこのことを知らなかったのだから称賛しなかつた」とある。数十万の財産を譲って、他人に知ってもらえないのではと心配し、世間に知られるよう借家住まいをして官有の池田を頼るなどという派手派手しい行いをするとは何事か。（泰伯の奥ゆかしさと対照的だ。）袁盎・薛孟嘗と比べてもその差は千里もある。一般に同居が上で、別居しても財産を融通し合うのがこれに次ぎ、譲るのは下である。ましてや戴幼起のやり方は褒めるほどの値打ちはない。

8（江夏太守河内趙仲讓）

江夏太守河内趙仲讓⁽¹⁾、舉司隸茂材⁽²⁾、爲高唐令⁽³⁾、密乘輦車徑至高唐、變易名姓、止都亭中十餘日。默入市里、觀省風俗、已、呼亭長、問新令爲誰、從何官來、何時到也。曰「縣已遣吏迎、垂有起居。」曰「正我是也。」亭長怖、遽拜謁、竟、便具吏。其日入舍、乃謁府、數十日、無故便去。爲郡功曹⁽⁵⁾、所選頗有不用、因稱狂、亂首走出府門。太守以其宿有重名、忍而不罪。後爲大將軍梁冀從事中郎⁽⁶⁾、冬月坐庭中、向日解衣裘捕虱、已、因傾臥、厥形悉表露。將軍夫人襄城君云⁽⁸⁾「不潔清、當亟推問。」將軍嘆曰「是趙從事、絶高士也。」他事若此非一也。

謹按、詩云「不愆不忘、率由舊章⁽⁹⁾。」左氏傳曰「舊章不可無也。」凡張官置吏、爲之律度、故能攝固其位、天下無覬覦也。今仲讓不先謁府、乃徑到縣、俱謀吏民、爾乃入舍。論語「升車、必正立執綏、不內顧⁽¹⁰⁾。」不掩不備、不見人短。禮記「戸有二屨、不入。將上堂、聲必揚⁽¹¹⁾。」家且猶若此、況於長吏乎。「君子之仕、行其道也⁽¹²⁾。」民未見德、唯詐是聞⁽¹³⁾。遠薦功曹、策名委質⁽¹⁴⁾、就有不合、當徐告退。古既待放、須起乃逝、何得亂道、進退自由、傲很天常、若無君父。洪範陳五事、以貌爲首⁽¹⁵⁾。孝經列三法、以服爲先⁽¹⁶⁾。仲讓居有田業、加之祿賜、勢可免凍餒之厄、未必須冬日之煖也、利不體皆此也⁽¹⁷⁾。河内、殷之舊都、國分爲三、康叔之風既激、而紂之化由存、其俗士大夫本矜好大言、而少實行⁽¹⁸⁾。

〔注〕

- (1) 趙仲讓、不詳。
- (2) 『後漢書』郡國志一「河南、河内、河東、弘農、京兆、馮翊、扶風、右司隸。」百官志四「司隸校尉一人、比二千石。本注曰孝武帝初置、持節、掌察舉百官以下、及京師近郡犯法者。元帝去節、成帝省、建武中復置、并領一州。」百官志一劉昭注「漢官目錄曰、建武十二年八月乙未詔書、三公舉茂才各一人、廉吏各二人。光祿歲舉茂才四行各一人、察廉吏各三人。中二千石歲察廉吏各一人、廷尉・大司農各二人。將兵將軍歲察廉吏各二人。監察御史・司隸・州牧歲舉茂才各一人。」安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』（齊魯書社、二〇〇七年一月第二版）は、孝廉が郡舉であるのに対し茂才は州舉で人数も少なく、孝廉より高く見られた、という。「第三篇第一章選官制度」参照。
- (3) 郡國志四によれば「高唐縣」は青州平原郡に属する。
- (4) 『太平御覽』一九四「風俗通曰謹案、春秋國語有寓望、謂金亭也。

可能性があった。

(4) 『後漢書』郡國志一によれば陝県は司隸弘農郡に属する。

(5) 『儀禮』喪服「傳曰：故父子、首足也。夫妻、胖合也。昆弟、四體也。故昆弟之義無分。然而有分者、則辟子之私也。子不私其父、則不成爲子。故有東宮、有西宮、有南宮、有北宮、異居而同財、有餘則歸之宗、不足則資之宗。」

(6) 吳樹平は『羣書拾補』に従って「首」を「身」に改め、さらに「田可粥身者耳」とすべきという。また「粥力」は「鬻」の誤りではないかという。これに従う。

(7) 『後漢書』劉趙淳于江劉周趙列傳「安帝時、汝南薛包孟嘗、好學篤行、喪母、以至孝聞。…父の後妻が薛包を憎み、彼を分家させようとしたが、日夜号泣して家を去らなかつたので杖で彼を打つた。やむを得ず、家の外に小屋を建てて住み、毎朝家に入って掃除をすると、父が怒ってまた追い払つたので、里の門のそばに小屋を建てて住み朝晩の孝行を止めなかつた。父母は恥じて彼を家に戻した。父母が亡くなるとあわせて六年服喪し、その後弟の子の求めを止められず財産を分与した。その様子はここに書かれてゐるのにほぼ同じ。「建光中、公車特徵、至、拜侍中。包性恬虚、稱疾不起、以死自乞。有詔賜告歸、加禮如毛義。年八十餘、以壽終。」黄瓊列傳に太中大夫だったことが見える。

(8) 「子弟」は「弟子」の誤りであろう。

(9) 『史記』袁盎鼂錯列傳「袁盎者、楚人也、字絲。」文帝、景帝の時の重臣。『史記』『漢書』ともこの話を載せない。吳樹平、王利器とも『論衡』定賢論「袁將軍再與兄子分家財、多有以爲恩義」を引く。管見の限り、諸注家で「袁將軍」を「袁盎」とするものはない。

(10) 『論語』泰伯「子曰泰伯其可謂至德也已矣。三以天下讓、民無得而稱焉。」

(11) 劉楨「贈徐幹詩」「仰視白日光、皦皦高且懸。」

【訳】

汝南郡の戴幼起は、父母に対する三年の服喪を終えると、財産を兄に譲り、妻子とともに家を出て借家住まいをし、官有の池田を借りて耕作した。郡の上計史となると、上計一行とは別に自分の車をしつらえて日用品を載せ、「汝南太守上計史戴紹車」と表示した。その後孝廉に推挙されて陝令となった。

謹んで考究いたします。礼の義に「兄弟は四肢であり分かれることはできないが、その子どもたちが自分の親に仕えることができるよう東西南北の別棟にそれぞれ分かれて居住する。お互い足りないことがあれば融通し合い、余裕ができれば宗家のものにする」とある。これは兄弟が分家するものでないことをいう。だいたい財産を譲るとするのは、相手は子や弟であるのが一般だ。子弟はなお幼いので、恩情を注ぐが、兄に与えるというのではないだろう。戴幼起は、家を出るにしても、父母の墓の傍らに住めばよかった。墓域に小屋がないなら、宗家にはまだやせた耕地と廬があるだろうから、そこで耕作して家族を養えばよかったのだ。なぜに官有の池田や借家にとやる必要がある。上計一行とは別に自分の車を仕立てたのに、車に「汝南太守上計史戴紹車」と表示するなど、虚飾であることは明白である。戴幼起と同時に辟召された薛孟嘗は、弟の子と同居していたが、弟の子が分家を何度も要求するので、止めることができず仕方なく分家を承知した。欲しがる物はみな与え、自分は年寄りの奴婢をとって「この者は私とずっと一緒に仕事をしてきたから、おまえには使えないだろう」と言い、荒れた田とほろ家をとって「私

現している。「白頭になるまで交際しても知り合ったばかりのようによそよそしい。道で行き会い車蓋を接して言葉を交わしたただけでも旧友のよう」という語が世に伝わっている。（二つの違いはお互いを理解し認めているかどうかにかかっている。）「ほんのわずかの食べ物飲み物も木陰で分け合う。」「別れに臨んでいつまでも離れがたく、友情に報いることを念じる」ともいう。（このように真の友人は見返りを求めないものなのに）同期の相手にもものいえずにへりくだり追従するなどということがあろうか。『春秋』は褒めるべきは褒める。五世公の二郡での推挙は、これは過ちであつて褒められることではない。しかるに世の人にもやはり浅薄なものが多く、在世の友人に対しても思いやりをもたず、亡き友人の遺族に対しては手厚く保護せず、餓寒や緊急の事態にも、落ちてゐる物のように扱う。ただそれだけではなく、生死を分ける際に（友人に裏切られて）刑誅を受けるはめになる者もいる。人にはそれぞれ異なる心があるが、五世公も浅薄な世の人もどちらも適切ではない。そもそも孝廉の推挙や官吏の任命は、国家の社稷と民生に関わる。人民を傷めることもなるのだから、よくよく人物や業績を考慮して後々のことを図るべきなのだ。

7 (汝南戴幼起)

汝南戴幼起^①、三年服竟、讓財與兄、將妻子出客舍中住、官池田^②以耕種。爲上計史^③、獨車載衣資、表「汝南太守上計史戴紹車」。後舉孝廉爲陝令^④。

^⑤謹按、禮有東宮西宮、辟子之私、不足則資、有餘、亦歸之於宗也。此言兄弟無離異之義也。凡讓財者、類與子弟、子弟尚幼、恩情

注、希有與兄。既出之日、可居家下。冢無屋、宗家猶有贏田廬、田可首粥力耳^⑥、何必官池客舍。既推獨車、復表其上、爲其飾僞、良亦昭晰。幼起同辟有薛孟嘗^⑦者、與弟子共居、弟子常求分、力不能止、固乃聽之、都與、奴婢引其老者、曰「與我共事、汝不能使之。」田屋取其荒壞者、曰「我少時所作買、意所戀也。」器物取其久者、曰「我服食久、身口安之也。」外有共分之名、内實十三耳。子弟無幾盡之、輒復更分、如此者數。傳稱袁盎三兄子分而供其公家之費、此則然矣。論語「泰伯三讓、民無得而稱之焉^⑧。」何有讓數十萬、畏人而不知、欲令噉噉^⑨、乃如是乎。方之袁薛、差以千里。凡同居、上也。通有無、次也。讓、其下耳。況若幼起、仍斯不足貴矣。

〔注〕

〔1〕下文に「戴紹」とあるので、「幼起」は字であろう。後文に「幼起同辟有薛孟嘗」とある。薛孟嘗は「(安帝)建光中(一一二)、公車特徵、至、拜侍中。」注(7)参照。

〔2〕『後漢書』肅宗孝章帝紀「元和元(八四)年二月甲戌、詔曰：其令郡國募人無田欲徙它界就肥饒者、恣聽之。到在所、賜給公田、爲雇耕傭、賃種餉、費與田器、勿收租五歲、除筭三年。其後欲還本鄉者、勿禁。」孝和孝殤帝紀「永元九(九七)年六月、蝗、旱。戊辰詔、：其山林饒利、陂池漁採、以贍元元、勿收假稅。」孝安帝紀「永初元(一〇七)年二月丙午、以廣成游獵地及被災郡國公田假與貧民。」などの例がある。

〔3〕『後漢書』百官志五「每郡置太守一人、二千石。：歲盡遣史上計。并舉孝廉、郡口二十萬舉一人。」孝和孝殤帝紀「永元十四(一〇二)年、是歲、初復郡國上計補郎官。」李注「前書音義曰舊制、使郡丞奉歲計、武帝元朔中令郡國舉孝廉各一人與計偕、拜爲郎中。中廢、今復之。」上計史となつて朝廷に出れば、中央で徵辟される

期に朝廷に取り立てられた。段遼叔の長子は名を旧といい、才能や行いが愚鈍だったが、弟の髡はすでに郷党の中で名を知られていた。五世公は広漢郡に着任すると、補佐役の主簿に言った。「わたしは段遼叔と同期で長らく厚情を結んでいたが、残念なことに早くに亡くなった。幸いに彼の出身地であるこの郡に赴任することになったので、今年はそのよしみで子息を推挙しようと思う。もし落ち度なく何年か勤められれば、だんだんとゆかりの人を推挙し目刺しが頭を並べるように官途に就かせ、つつしんで友情に違わないようにしたい。」主簿の柳は「太守様がご友人の葬送に哀悼を尽くし祭りに敬意をお示しになり、途絶えそうな家を復興させるとのことです。しかし実は兄の旧より弟の髡のほうが優れております。ですから、髡のほうに恩をお授けになるのがよろしいでしょう」と答えた。五世公はすると厳しい声で「男がこうして太守となつて、子どもや娘でも推挙したいと思つているのに、優劣のことなど構わない。兄を捨てて弟を用いるなどしたら、ことさらに段家に面倒を起こすことになる。そんなことになればせつかくの巡り合わせがあだになつてしまう」といい、結局兄の旧を推挙した。五世公は南陽郡に転任した。南陽郡出身の東萊太守の蔡伯起と同期だったので、その子息を推挙しようとした。伯起は自分から、長子の瓚はまだしっかりしていないが、弟の琰のほうは幸い官吏としてやっていけるまでに成長しているからと頼んだ。そこでこの年は弟を推挙し、明年に兄の瓚を推挙した。瓚は十四歳になつてもまだ大勢の中に出ていくことができず、いつも病気を口実に門下の書生を代理にやつて交際させていたのであった。十八歳になつて初めて能治劇の科に取り立てられ、江夏郡平春長に任命された。ところが「臣はまだ弱冠二十歳になつたばかりで、一県を治める任には堪えられません。どうか宿衛

の官にしていただくようお願いいたします」と上書した。尚書は「年輪をかさ上げして能治劇の科に選挙されておきながら、いざ劇県の長に任命されると年齢をさげて任を避けようとした」と弾劾し、瓚を免官するよう要請した。詔書が下されて南陽郡武当県の左尉に左遷されたところ、たまたま車騎將軍の馮緄が武陵蛮夷の鎮圧に南征してきた。馮緄は蔡伯起と同時に公府に辟召された縁で、瓚を自分の部下の曲軍侯にした。瓚はその後家に帰り無官でいたが、軍功により汝南郡の新陽長となり、最後の官は下邳国の相にまでなった。

謹んで考究いたします。古は孝廉推挙の制度はなく、ただ諸侯が天子に士を献上する貢士の制があるのみだった。恩義により貢士するなどということは、経伝に根拠はない。『春秋』では諸侯が朝見に参集し、(諸侯が帯同した)大夫たちもそれに列席する幸いに預かった。(そこで交際が生じた。)『礼記』(じつは『左伝』)に「大夫は死去して三月経てから葬り、国外の同位の大夫が皆弔問に訪れる」とある。「友人の葬送に哀悼を尽くす」というのは、亡き友人の子弟を寵愛して拔擢することを言うのではない。魯の大夫郈成叔は晋に使いする途中衛に立ち寄り、衛の大夫右宰穀に招かれて酒宴を開いてもてなしてもらったが、音楽が演奏されても右宰穀は楽しまなかつた。酒宴がたけなわとなると、右宰穀は郈成叔に璧を贈つた。(郈成叔は晋から帰る途中、右宰穀が衛の内乱に巻き込まれて死んだことを聞いた。璧を自分に寄せた右宰穀の心情をくみ取つて)郈成叔は彼の妻子を引き取り、自分の家の隣に住ませ、自分の禄を分けて養い、その子が成長すると璧を返した。孔子はこのことを聞くと、「(君亡きあと)代理で政事を担当し、幼少の君をまかされ、国家の大事に臨んで節操を持ち続けることのできる人物だ」と称えた。お互いを信頼し支えるという義は、この二人のこのことになかに具

- 子封王、其郡爲國、每置傅一人、相一人、皆二千石。本注曰、傅主導王以善、禮如師、不臣也。相如太守。有長史、如郡丞。」
- (16) 『漢書』武帝紀「元光元（前一三四）年冬十一月、初令郡國舉孝廉各一人。」師古曰「孝謂善事父母者。廉謂清潔有廉隅者。」
- (17) 『禮記』射義「是故古者天子之制、諸侯歲獻、貢士於天子、天子試之於射宮。」
- (18) 吳樹平、王利器共に『羣書拾補』の「以」を「文」の誤りとする説を引く。王利器は「有」に作るべきという。
- (19) 『春秋』及び三傳にこの文なし。
- (20) 『禮記』禮器・雜記下「大夫三月而葬。」『左傳』隱公元年「秋七月：天子七月而葬、同軌畢至、諸侯五月、同盟至、大夫三月、同位至、士踰月、外姻至。」
- (21) 『呂氏春秋』恃君覽「郈成子爲魯聘於晉、過衛、右宰穀臣止而觴之、陳樂而不樂、酒酣而送之以璧。顧反、過而弗辭。其僕曰『曠者、右宰穀臣之觴吾子、吾子也甚歡、今侯渫過而弗辭。郈成子曰夫止而觴我、與我歡也。陳樂而不樂、告我憂也。酒酣而送我以璧、寄之我也。若由是觀之、衛其有亂乎。倍衛三十里、聞甯喜之難作、右宰穀臣死之。還車而臨、三舉而歸。至、使人迎其妻子、隔宅而異之、分祿而食之、其子長而反其璧。孔子聞之曰、夫智可以微謀、仁可以託財者、其郈成子之謂乎。』高誘注「郈成子、魯大夫也。右宰穀臣、衛大夫也。」
- (22) 吳樹平、王利器とも「不飲」は衍字という。これに従う。
- (23) 『論語』泰伯「曾子曰可以託六尺之孤、可以寄百里之命、臨大節而不可奪也。君子人與、君子人也。」孔注「六尺之孤、幼少之君。（百里之命、）攝君之政令。」何晏注「大節、安國家定社稷、奪、不可傾奪。」
- (24) 『潛夫論』釋難「夫堯舜之相於、人也、非戈與伐也。其道同仁、不相害也。」汪繼培箋「相於、兩相加被之辭。」
- (25) 『史記』魯仲連鄒陽列傳「鄒陽：乃從獄中上書曰：諺曰有白頭如新、傾蓋如舊。何則、知與不知也。」索隱「案、服虔云人不相知、自初交至白頭、猶如新也。：按、家語、孔子遇程子於途、傾蓋而語。又志林云、傾蓋者、道行相遇、駟車對語、兩蓋相切、小歛之、故曰傾也。」
- (26) 『漢書』王貢兩龔鮑傳「丁・傅子弟並進、董賢貴幸、（鮑）宣以諫大夫從其後、上書諫曰「：以苟容曲從爲賢、以拱默尸祿爲智、謂如臣宜等爲愚。」
- (27) 『春秋』隱公元年「三月、公及邾婁儀父盟于昧。」『公羊傳』「儀父者何、邾婁之君也。何以名、字也。曷爲稱字、喪之也。曷爲喪之、爲其與公盟也。與公盟者衆矣、曷爲獨喪乎此、因其可喪而喪之。此其爲可喪奈何、漸進也。」
- (28) 吳樹平、下旬に照らして「在者無○○之○」のように脱字あり、とする。王利器は『羣書拾補』などの引く嚴于鉄本により「在者無慙慙之誼」とする。
- (29) 『詩經』小雅蓼莪「父兮生我、母兮鞠我、拊我畜我、長我育我、顧我復我、出入腹我。」鄭箋「育、覆育也。顧、旋視也。復、反覆也。腹、懷抱也。」
- (30) 『論語』先進「子路使子羔爲費宰。子曰賊夫人之子。子路曰有民人焉、有社稷焉、何必讀書、然後爲學。子曰是故惡夫佞者。」包曰「子羔學未熟習而使爲政、所以爲賊害。」孔曰「言治民事神、於是而習之、亦學也。」

南陽郡の五世公が広漢太守となった。彼は司徒長史の段遼叔と同

人亦多淺薄、在者無之⁽⁸⁾、亡者無顧覆之施⁽⁹⁾、饑寒緩急、視之若遺。非徒如此而已、至有可否之際、受刑誅者。人各有心、兩不得中。夫孝廉平除則有社稷民人、傷及民人、實宜料度以爲後圖。

〔注〕

(1) 南陽郡は荊州に属する。王利器は「世公」を字とした上で伍子胥が「伍子胥」と記される例などを引き、『太平御覽』卷九百六が引く「蕭廣濟孝子傳」に見える「伍襲字世公」ではないかと推定する。

(2) 廣漢郡は益州に属する。

(3) 『後漢書』百官志一「司徒、公一人。本注曰掌人民事。：長史一人、千石。」段遼叔は不詳。

(4) 安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』(齊魯書社、二〇〇七年第二版)は「郡属吏」二「門下親近属吏」の第一に「主簿」を挙げ、太守の左右にあつて、「股肱近臣」とよばれることもあつたと指摘している。功曹の職務が具体的に決まっていたのに対し、主簿の職務は固定しておらず、「拾遺補闕」に当たつたという。

(5) 『易』剝「六五、貫魚、以宮人寵、无不利。」孔傳「貫魚謂此衆陰也。駢頭相次似貫魚也。」

(6) 『論語』學而「曾子曰慎終追遠、民德歸厚矣。」孔曰「慎終者、喪盡其哀。追遠者、祭盡其敬。君能行此二者、民化其德、皆歸於厚也。」

(7) 東來郡は青州に属する。蔡伯起父子は不詳。

(8) 呉樹平は「生交」を「主方」の誤りで、「主方薬」のことではないかとする。王利器は「詣生」を「諸生」の誤りとし、「交」を下句に続ける。今王利器に従い「諸生」とし、「交」の下で句切る。

(9) 「劇」は「劇縣」、統治するのが難しい県。安・熊前掲書は、「察

(一)

挙」四「其他特科」に「能治劇」は官吏を察挙するときの科とし、「能治劇」とされる者は一般に郡守・県令に任用されるといふ。

(10) 『後漢書』郡國志四によれば「平春縣」は荊州江夏郡に属する。

『後漢書』百官志五「每縣・邑・道、大者置令一人、千石。其次置長、四百石。小者置長、三百石。侯國爲相、秩次亦如之。：縣、萬戸以上爲令、不滿爲長。侯國爲相。皆秦制也。丞各一人。尉大縣二人、小縣一人。本注曰、丞署文書、典知倉獄。尉主盜賊。』『漢書』百官公卿表上「縣令・長、皆秦官、掌治其縣。萬戸以上爲令、秩千石至六百石。減萬戸爲長、秩五百石至三百石。」

(11) 郡國志四によれば「武當縣」は荊州南陽郡に属する。「尉」は注(10)参照。

(12) 「車騎將軍」は注(13)参照。『後漢書』張法騰馮度楊列傳「馮緄字鴻卿、巴郡宕渠人也。」孝廉に挙げられ、隴西太守、遼東太守、京兆尹、司隸校尉、廷尉、太常などを歴任した後、武陵の蛮夷の叛乱を鎮圧するために車騎將軍を拜す。孝桓帝紀「延熹三(一六〇)年十二月、武陵蠻寇江陵、車騎將軍馮緄討、皆降散。：五(一六二)年冬十月、武陵蠻叛、寇江陵、南郡太守李肅坐奔北弃市。辛丑、以太常馮緄爲車騎將軍、討之。：十一月、馮緄大破叛蠻於武陵。」馮緄本伝には延熹三年のことは見えない。

(13) 百官志一「將軍、不常置。本注曰、掌征伐背叛。比公者四、第一大將軍、次驃騎將軍、次車騎將軍、次衛將軍。又有前・後・左・右將軍。：其領軍皆有部曲。大將軍營五部、部校尉一人、比二千石。軍司馬一人、比千石。部下有曲、曲有軍候一人、比六百石。：其餘將軍、置以征伐、無員職、亦有部曲、司馬、軍候以領兵。」

(14) 郡國志二によれば「新陽」は豫州汝南郡に属する侯國。

(15) 郡國志三によれば「下邳國」は徐州に属する。百官志五「皇

應劭『風俗通義』過譽篇訳注稿 (下)

道家 春秋代

本稿は、後漢應劭『風俗通義』第四過譽篇の訳注である。(上)は『名古屋大学中国語学文学論集』第二十一輯(二〇〇九年十二月)に掲載した。本文には原則として呉樹平『風俗通義校釋』(天津人民出版社、一九八〇年)を用い、香港中文大学中国文化研究所『風俗通義逐字索引』(香港・商務印書館、一九九六年)、王利器『風俗通義校注』(中華書局、一九八一年)、趙泓『風俗通義全訳』(貴州人民出版社、一九九八年)、及び季嘉玲『風俗通義校注』(臺灣師範大学研究所集刊)第二十一號、一九七七年)を参照した。残念ながら朱季海『風俗通義校箋』(學術書林、一九九六年)は入手できず、見ることができなかった。

目次

- 6 (南陽五世公)
- 7 (汝南戴幼起)
- 8 (江夏太守河内趙仲讓)
- 6 (南陽五世公)

南陽五世公爲廣漢太守、與司徒長史段遼叔同歲。遼叔大子名舊、

才操鹵鈍、小子髡既見齒鄉黨。到見股肱⁽¹⁾曰「太守與遼叔同歲、恩結縮素、薄命早亡、幸來臨郡、今年且以此相饒舉其子。如無罪得至後歲、貫魚之次、敬不有違。」有主簿柳對曰「明府謹終追遠、興微繼絕、然舊實不如髡、宜可授之。」世公於是厲聲曰「丈夫相臨、兒女尚欲舉之、何謂高下之間耶。釋兄用弟、此爲故殃段氏之家、豈稱相遭遇之意乎。」竟舉舊也。世公轉換南陽、與東萊太守蔡伯起同歲、欲舉其子。伯起自乞子瓚尚弱、而弟琰幸以成人。是歲舉琰、明年復舉瓚。瓚十四未可見衆、常稱病遣詣生交⁽⁸⁾、到十八乃始出治劇、平春長⁽¹⁰⁾。上書「臣甫弱冠、未任宰御、乞留宿衛。」尚書劾奏增年受選、減年避劇、請免瓚官、詔書左遷武當左尉⁽¹¹⁾。會車騎將軍馮緄南征武陵蠻夷、緄與伯起同時公府辟、瓚爲軍曲候⁽¹³⁾。瓚歸卧家、軍功除新陽長、官至下邳相⁽¹⁵⁾。謹按、古無孝廉、唯有貢士⁽¹⁷⁾。貢士恩義、經傳無以也⁽¹⁸⁾。春秋諸侯朝覲會遇、大夫亦豫其好⁽¹⁹⁾。禮記曰「大夫三月葬、同位畢至。」此言謹終悼亡、不說子弟當見寵拔也。魯有郈成叔聘⁽²¹⁾、右宰穀留而觴之、陳樂而不樂、酒酣而不飲⁽²²⁾、送以璧、其妻孳歸宅而居之、分祿而食之、其子長乃反其璧。孔子稱「可寄百里之命、託六尺之孤、臨大節而不可奪。」相於之義、具於此矣。語有曰「白頭如新、交蓋如舊。」「簞食壺漿、會於樹陰。」「臨別眷眷、念在報効。」何有同歲相臨而可拱默者哉。春秋因其可褒而褒之⁽²⁴⁾、若乃世公二郡之舉、斯爲過矣。然世